

新宿区心身障害者巡回入浴サービス事業実施要綱

21新福障経第1890号平成22年2月26日決定

(目的)

第1条 この要綱は、家族等の介助だけでは入浴困難な在宅の重度心身障害者(以下「障害者」という。)に対して定期的に自宅で入浴する機会を提供すること(以下、「入浴サービス」という。)により障害者の衛生を向上し健康保持の一助とすることをもって、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 入浴サービスを受けることができる者(以下「対象者」という。)は、新宿区の区域内に住所を有し、障害の程度が身体障害者手帳1級若しくは2級又は愛の手帳1度若しくは2度の者で次の各号の全てを満たす障害者とする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 常時ねたきり又はこれに準ずる者で家族等の介助だけでは入浴が困難な者

(2) 医師により入浴が可能と認められた者

ただし、感染症に罹患している対象者は、医師の診断書等を提出して入浴が可能であることを明らかにしなければならない。

(3) 入浴の際に家族等の立合い及び必要な介助が得られる者

2 前項に該当する障害者が、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める期間は、対象者としな。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅介護サービスの訪問入浴介護又は介護支援サービスの訪問入浴介護を受けている者 訪問入浴介護を受けている間

(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護保険施設に入所している者 入所している間

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)等に規定する障害者支援施設等に入所している者 入所している間

(4) 医療機関に入院している者 入院している間

(入浴サービスの方法等)

第3条 入浴サービスは、巡回入浴車(特殊浴槽への給湯・給水設備を登載した車両)及び入浴介護者等(看護資格を有する者を含む)を派遣して障害者の自宅に特殊浴槽を持ち込んで行う。

2 前項の入浴サービスは、第6条により受給資格を認めた者(以下「受給者」という。)の心身の状況等に応じて次のいずれかの方法で実施する。

- (1) 洗髪及び洗顔を含む浴槽を用いた全身入浴を行い、爪切り等の衛生面の介助を伴う入浴サービス(以下「全身浴」という。)
 - (2) 受給者の心身の状況等から全身浴が困難な場合に受給者の希望で清拭又は身体の一部を洗浄し、爪切り等の衛生面の介助を伴う入浴サービス(以下「部分浴」という。)
 - (3) 前2項の入浴サービス実施前及びその実施後は、看護資格を有する者による受給者の心身の状況等の確認(体温、脈拍及び血圧の測定、聴き取りを含む)を必ず行う。
- 3 受給者の心身の状況等が、全身浴若しくは部分浴等のいずれにも適さないことが明らかな場合又は受給者が入浴を希望しない場合は、入浴サービスの実施を取り止める。

(入浴サービス実施回数)

第4条 入浴サービスは、受給者1人につき原則として毎週1回、年度内52回を限度として実施する。ただし、年度途中で新たに受給者を決定したときは、初回入浴サービス実施日の属する週を一週目として翌年3月末日までの残週に1を乗じた数を限度とする。

(申請)

第5条 入浴サービスを受けようとする者は、受給資格認定申請書(第1号様式)に承諾書(第2号様式)を添えて、区長に申請する。ただし必要に応じて第2条第2項に定める対象者の要件を確認する書類及び第9条第2項に定める費用負担額の決定に要する書類を提出しなければならない。

(調査及び決定)

第6条 区長は、前条の申請を受理したときは、受給資格の有無について必要な調査を行い、受給資格を認めるときは、新宿区心身障害者巡回入浴サービス決定通知書(第3号様式)により、受給資格がないと認めるときは新宿区心身障害者巡回入浴サービス非対象者決定通知書(第4号様式)により、当該申請をした者にそれぞれ通知する。

(始期及び終期等)

第7条 前条により、対象者の受給資格を認めるときは、原則として第5条の申請があった日を始期とする。

ただし、医療機関に入院している者が退院前に、又は施設に入所している者が退所前に申請したものであるときは、この限りではない。

2 第3条第1項の入浴サービス実施日時(以下「実施日時」という。)は、第4条に規定する入浴サービス実施回数に従って受給者と委託業者が話し合って決定する。ただし、初回実施日時は、前項で定めた始期に出来る限り近い日とする。

3 前項の実施日時の決定に際しては、受給者の心身の状況等に配慮してその希望を尊重しなければならない。

ただし、感染症に罹患している受給者から他の受給者への感染を防止するとき、又は特定の日時に対象者の希望が集中したときは、当該対象者の承諾を得て実施日時を調整することができる。

4 次の各号のいずれかに該当する受給者の終期は、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 第2条第1項各号の全てに該当しないとき 全てに該当しないことが明らかになった日

(2) 転出したとき 転出日

(3) 死亡したとき 死亡日

(4) 第2条第2項第1号から第3号のいずれかに該当したとき 該当した日の前日

(5) 第2条第2項第4号に該当する者の入院期間が長期(概ね3か月以上)に及ぶとき 長期に及ぶことが明らかになった日

(6) 辞退届が提出されたとき 辞退届が本区に到達した日

(実施方法)

第8条 入浴サービスは、業務委託契約により実施する。

2 前項の業務委託は、介護保険法に規定する居宅介護サービスの訪問入浴介護に従事する者の資格を定めた諸規定に準じて看護職員1名以上及び介護職員2名以上による入浴サービスの実施を確保する。

(費用負担額等)

第9条 受給者は、業務委託契約の契約単価の3%(10円未満切り捨て)(以下「費用負担額」という。)を入浴サービス実施日に当該委託業者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者は次の各号に該当する場合は、費用負担額を負担することを要しない。

(1)生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者であるとき

(2)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年4月6日法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付を受けているとき

3 入浴サービスの実施時に使用する電気、水道等の経費は、いずれも受給者の負担とする。

(受給資格の消滅)

第10条 第7条第4項各号のいずれかに該当した受給者は、当該各号にそれぞれに定める終期の翌日に受給資格を消滅する。

2 前項により受給資格を消滅したときは、区長は、新宿区心身障害者巡回入浴サービス受給資格消滅通知書(第5号様式)により当該受給者に通知する。

(届出)

第11条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格変更・喪失届書(第1号様式)により区長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき
- (2) 第7条第4項第1号から第5号のいずれかに該当したとき
- (3) 第9条第2項各号のいずれかに該当したとき又は非該当となったとき
- (4) 入浴サービスを一時的に中止するとき又は中止後に再開するとき
(費用負担額の決定等)

第12条 区長は、毎年度当初に当該年度の費用負担額の決定を行い、受給者に対して新宿区心身障害者巡回入浴サービス費用負担額決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

2 前条第3号の届出があったときは、届出事由が生じた日の属する月の翌月1日から費用負担額を変更するものとし、当該受給者に対して新宿区心身障害者巡回入浴サービス費用負担額変更通知書(第7号様式)により費用負担額の変更を通知する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成2年2月15日元新保管第1938号)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年2月20日2新保管第2163号)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成8年2月9日7新福障第1414号)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年2月5日10新福障第1536号)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年2月7日11新福障第1488号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年2月10日14新福障第1905号)

この要綱は、平成15年2月10日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成15年3月31日14新福障第2211号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月6日19新福障経第2211号)

この要綱は、平成19年4月6日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月30日20新福障経第2170号）

自己負担額については、第9条第2項による契約金額の3%とすると、平成21年度は急増するため、利用者負担の軽減を考慮して、別表のとおり当分の間平成20年度のまま据え置くこととする。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表

	自己負担額
巡回入浴サービス	230円
助言指導	150円

附 則（平成22年2月26日21新福障経第1890号）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第3条の全文改正及び第9条の一部改正に伴い費用負担額を定めた附則(平成21年3月30日20新福障経第2170号)別表を改正する。

別表

項 目	費 用 負 担 額
入浴サービス	230円

附 則(平成25年3月28日24新福障福第1570号)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月17日27新福障福第1682号)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月2日27新福障福第2135号)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。